

(一) 小山捨松の京都府巡査試験と教習

—明治二五年「小山捨松日誌」

東昇

都府警察の志願や巡査試験・その後の教習について詳細に記された捨松の日記から当時の巡査の実態についてみていく。

二 京都府巡査試験

一 明治二五年「小山捨松日誌」

小山家六代捨松については、明治二五年（一八九二）の日記（三六）が現存しており、詳細な行動が判明する。この日記は、一一〇丁の横帳で、表紙はなく文頭に「明治廿五年分日誌」とある。各月日の後、箇条書きで行動や「出状・来状」と手紙の差出・授受が記される。末尾は明治二七年一一一月分、明治二八年一月分日記の一部、金銭書上などが記される。

解題でみたとおり、この時期捨松は養蚕に従事し、明治二五年八月には三八歳で京都府の巡査となっている。日記を解読すると、捨松は、年の前半、綴喜郡童仙房村に居住し、二月に行われた第二回衆議院議員選挙、府会議員選挙運動に参加している。その後、伏見に転居し、後半は、六月京都府警察巡査試験を受け採用され、二ヶ月の教習を受け、一〇月伏見警察署に配属される。京都府の巡査は、明治一九年から試験採用となり、教習に關しては明治一五年講習所が設置され、明治一九年に教習所となつて本格化する（二）。本稿では、京

六月一五日、午前八時五条警察署へ出願、巡査志願手続きを聞く。午後三時には、桺木町新町東入の警部吉岡久七郎方へ行き、巡査志願手続について聞き、警務要領を借り受けている。二六日には吉岡氏へ志願書を送り、二八日午前九時伏見警察署の片岡孝吉より、即刻本府警察署へ巡査志願のため出府指示を受けた。京都府警察部発行の明治三〇年『現行類聚京都府警察便覽』には、当時の志願の手続が判明する（一）。『巡査志願手続』によると、試験は毎月一〇日・二〇日の二回、捨松のよう市部の警察署へ出願した場合には、試験の三日前までに出願するよう決まつていて。志願書には、住所・氏名、生年や履歴を記す。

同日一一時には本府警察本部へ行き、午後一時から京都府療病院にて体格検査があつた。検査はまず胸部、内科、つぎに外科、眼科であつた。応募者六〇人の内、及第は二五人と半分以下となつた。

二九日午前八時警察本部で応接検査、身元履歴書検査があり、五人落第、二〇人となる。午後は教習所において、作文

問題があり、①「殉難ノ士ヲ弔スル文」を論文體で字数三百字以上、②「私用文、巡査採用セラレザル人ヲ慰メル文」字数二百字以上の二問であつた。後半の問題は、まさしく落第した応募者に対する内容といえる。

三〇日午前本部へ出頭し、落第者九人が掲示され、残り一人となる。

午前一一時より習字、行書楷書で字数三〇字、地理と算術が各三問、午後一時から歴史の書き取りと法律各三問が出題された。午後三時には全員の合格が発表され、教官部から、一週間以内に身元引受証を提出すること、八月上旬から教習所へ入場することが達せられた。捨松は直後に吉岡の所へ行き、及第したことを話、借用した袴を返却し、身元引受人を依頼し承諾してもらった。七月九・一〇日には身元調に巡査が訪問した。

八月七日警察本部より二二日の御用召状が届く。これは葉書であり、「伏見町字両替町一丁目塩山庄之助方」とあり、当時の下宿先がわかる（三一、一七）。葉書には礼服着用とある。「八日には吉岡氏の所へ行き、教習中の借家の斡旋を依頼したと思われる。二三日本部へ出頭し、四回志願者二五〇余名の内、この日御用召となつたのは二三名で、巡査に任命され月俸五円を受けた。この時の任命書（三一、一八）、巡査教習所受業生指示書（三一、一九）が現存する。

試験についても、『現行類聚京都府警察便覽』の「巡査採用試験手続」に詳しく記される（三）。当時の試験科目は、法律・歴史・地理・算術と同じだが、作文は仮名交じり論文と普通往復文とあり、出題数はそれぞれ二題と相違している。各科目の内容は、法律が刑法・刑事訴訟法・警察法規とあり、歴史と地理は、日本の歴史や地理の大略、算術は加減乗除である。その他、試験中の質問禁止や、点数も平均六〇点以上、一科目でも五〇点未満だと不合格であつた。「巡査試験表」の様式もあり、本籍・身分・職業・住所から、保証人や親族の情報、体格についても視力・聴力・握力・言語・精神機能

まで項目がある。身元取調についても、管轄警察署が実施するという規定がある。

### 三 試験及第から巡査教習所へ

『明治二十七年京都府警察統計表』によると、明治二五年の巡査採用試験の志願者は九〇一人であつた。その内合格は二四九人、採用は一九二人、不合格六五三人、内学術試験二六七人、身体検査二五八人、その他一二八人となつてゐる。合格率二八%、採用率二一%と狭き門であつた（四）。採用率

は、統計のある明治一八年三一%、一九年四六%、二〇年四八%、二一年四四%、二二年三六%、二三年三二%と三割以上であつたが、捨松が受験する前年の二四年に一七%となり減少した。

二三日巡査教習所へ入所し、堀川通丸太町下ル丁へ寄宿し、毎日通うこととなつた<sup>(五)</sup>。教習所では、阪田洋教師、伊庭助教、西垣雇の三人から教授を受けた。この後日記の記述が途絶え、九月二〇日の学期試験、一〇月一〇・二一日の卒業試験の及第が記される。日記を記す時間が無かつたのか、記せないような事情があつたのか不明である。

京都府警察部発行の明治三〇年『現行類聚京都府警察便覧』によると、教習所の授業内容が判明する<sup>(六)</sup>。「巡査教習所規則」第七条によると、教習科目は正科と副科にわかれていた。正科は「警察ノ大意及巡査職務ニ関スル心得」と「警察ニ必要ナル法律規則」、副科は、擊劍・操練・施縄術の三つであった。他条には、教習期限は一ヶ月、授業時間は七時間、休暇は一般官衙に準じるとある。第一一条には試験について記され、半学期の試業試験、学期終わりの卒業試験があり、九月の試験は試業試験だと思われる。試験の成績は、一題一〇点満点で、平均六点以上、三點未満のものがあれば落第であつた。落第すると巡査職を免ぜられた。「受業生心得」をみると、教室での私語・談笑・煙草の禁止、席次は成績順、五分前には着席、授業はきちんと筆記し、質問・応答は起立

するなどかなり詳細に規定されている。授業のことは他に漏洩しないようにとあることから、日記に記さなかつた可能性が高い。

一〇月二二日、教師三名・生徒二三人は、桂御所を拝観し松尾・嵐山へ教歩を行つた。夕方から宴会があり、卒業の祝賀会的内容であった。二三日生徒全員で警察本部へ出張し、池上勝太郎所長の立会で、三級俸となり各人の任所の辞令を受けた。日記には同期の任所、中立堀から宮津警察署まで一三警察署を記す。立冬に任所へ行くよう指示された。捨松は伏見警察署配属となつたが、伏見に居住していたことが考慮されていた可能性がある。この時の卒業証書(三一一一〇)、俸給書(三一一一)、伏見詰任命書(三一一二)が現存する。

明治二三年『京都府職員録』によると、巡査教習所は所長と教官、いずれも警部である<sup>(七)</sup>。阪田洋は保安課警部補、池上勝太郎は下京警察署長となつてゐる。ある程度短期間で職務を移動していくことがわかる。

#### 四 伏見警察署勤務

一〇月二四日捨松は伏見警察署へ行き被服を受け取り、齊藤署長から予備員に任命される。予備員は五名おり、隔日勤務で囚人伝遞や取扱が任務であった。その後伏見警察署の組

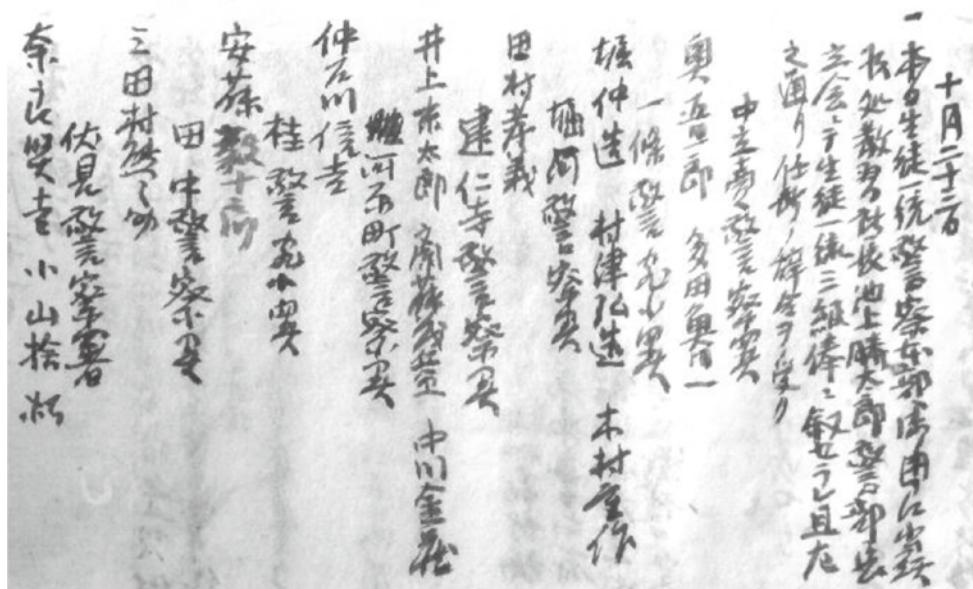
織と人名が記される。署長をはじめ、巡査部長、内勤巡查、内勤主計、予備巡査（捨松）、直轄外勤巡査、特務巡査が署内で、その他京町から竹田までの一四の派出所・駐在所が列記される。伏見警察署は『明治二十七年京都府警察統計表』によると、京都市内の六警察署以外の郡部では最大の人口四三二一八人を管轄とし、巡査定員四〇人と最大規模であった。

一月四日には板橋派出所詰となり、三人の巡査が甲乙丙部と受持区を決め、捨松は乙部両替町・銀座・新町・石屋町の一五町担当となつた。板橋派出所は、『明治二十七年京都府警察統計表』によると、伏見警察署の三つの派出所の一つで、九一九戸、五一八五人を三人の巡査で担当していた（八）。

派出所勤務は二泊一日勤めた後、二日一泊休みであつた。捨松は例えばとして勤務の詳細を記す。四日午前八時に出署し点検を受け、九時に派出所へ、甲部担当の巡査と交代し、一一時と午後三時に受持区を二時間ずつ巡回し、その他は所内執務であった。午後九時に丙部担当巡査が出勤し、二時間ずつ交代、五日午前九時に巡回した後、甲部巡査が来て退所とある。

その後の記述はなく、一二月一一日実母の死去で明治二五年日記は終わっている。文書をみていくと、明治二六年井手分署、二七年四月木津警察署、二八年三月稻田村駐在所、二九年一一月当尾駐在所、三〇年三月笠置警察分署、六月京都市内に戻り、塩小路警察分署、六月夷ノ町巡査派出所、八月

富田町巡査派出所、三三年四月楊梅巡査派出所と移り、一一月に退職している（三一）。



「小山捨松日誌」10月23日伏見警察署勤務

(1) 薪の小山捨松家と近代京田辺市の養蚕

竹中 友里代

- (1) 京都府警察史編集委員会編『京都府警察史』二、一九七五年、京都府警察本部、六一五、六一九～六二二頁。
- (1) 『現行類聚京都府警察便覽』一八九七年、京都府警察部、国立国会図書館所蔵 CZ-1351-69-01、近代デジタルライブラリー、九二九六頁。

- (1) 『現行類聚京都府警察便覽』九六～一〇〇頁。

- (4) 『明治二十七年京都府警察統計表』一八九六年、京都府警察部、国立国会図書館所蔵 CZ-1351-69-01、近代デジタルライブラリー、四二一頁。

- (5) 『京都府警察史』二、六二二頁によると、寄宿舎の整備が間に合わず下立壳堀川付近に分宿していたと記される。

- (6) 『現行類聚京都府警察便覽』八六～九一頁。

- (7) 村上勘兵衛編『京都府職員録』一八八九年、国立国会図書館所蔵 14.1-54、近代デジタルライブラリー、二一～二三、一一一頁。

- (8) 『明治二十七年京都府警察統計表』一九頁。

資料群三薪村小山家文書の中には、小山捨松に関する資料があり、その中で近代の田辺地域の産業として、一時期に盛んであつた養蚕についてみていい。こう。

薪村小山家文書三五一は、罫紙およそ五〇枚を綴り、文書そのものに表題はないが、内容により「小山捨松親族友人知人等住所録」と文書名が付されている。罫紙に横線を引いて、職業・住所・氏名・交友関係を各段に、様式化されている。墨消し・合点・訂正が随所にみられ、小山氏自身が住所録を整理する途中の文書が残されていたようで、そのため判読できない箇所がかなりある。はじめにこの住所録を取り上げ、小山捨松の交友関係をみよう。

本資料の作成年は不明であるが、最終頁に「駐在所事故報告書」の用紙を再利用して綴り、明治三十年（一八九七）五月の日付がある。小山氏は、明治二十五年八月京都府警巡查に採用された後、明治三十年三月には、南山城の笠置分署に配属され、同年六月には京都市内に転任している。このことから本資料の作成時期が類推できよう。

ここに書き上げられた人名は、およそ五〇〇名である。最下段に交友関係を分類する。項目には、警友五六人、省友四〇人、親族二三人、郷友一七人、蚕友一六人、知己一〇人、